

除籍の基準及び除籍日の取扱に関する要項

平成20年 4月 1日

光産業創成大学院大学学則(以下「学則」という。)第59条に規定する除籍の基準及び除籍日の取扱を次のとおり定める。

除籍の基準及び除籍の日

区 分		除籍の日	
学 則 58 条	第1号	学則第30条に規定する在学年限を超えた場合	在学年限の満了日
	第2号	学則第35条第5項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者	休学期間の満了日
	第3号	学則第43条により定める所定の日までに納付すべき入学料を納付しなかった者	学長が定める日
	第4号	授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者	学長が定める日